

「設計業務共通仕様書（農業農村整備事業）」新旧対照表

改 定 （新）	現 行 （旧）
<p style="text-align: center;">設計業務共通仕様書 （農業農村整備事業） 令和 <u>7</u>年 <u>4</u>月 <u>1</u>日</p> <p>第1章 総則 第1-1条 （略） 第1-2条 用語の定義 （略） 1～27 （略） <u>28. 「情報共有システム」とは、監督員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務効率化を実現するシステムのことをいう。</u> <u>29.</u> （略） <u>30.</u> （略） <u>31.</u> （略） <u>32.</u> （略） <u>33.</u> （略） <u>34.</u> （略） <u>35.</u> （略） <u>36.</u> （略） <u>37.</u> （略）</p> <p>第1-3条～第1-6条 （略）</p>	<p style="text-align: center;">設計業務共通仕様書 （農業農村整備事業） 令和 <u>6</u>年 <u>3</u>月 _____</p> <p>第1章 総則 第1-1条 （略） 第1-2条 用語の定義 1～27 （略）</p> <hr/> <p><u>28.</u> （略） <u>29.</u> （略） <u>30.</u> （略） <u>31.</u> （略） <u>32.</u> （略） <u>33.</u> （略） <u>34.</u> （略） <u>35.</u> （略） <u>36.</u> （略）</p> <p>第1-3条～第1-6条 （略）</p>

「設計業務共通仕様書（農業農村整備事業）」新旧対照表

改 定 （新）	現 行 （旧）
<p>第 1-7 条 管理技術者 1～2 （略）</p> <p>3. 管理技術者は、設計業務等の履行にあたり、技術士〔総合技術<u>監</u>理部門（<u>当該業務に該当する技術部門の選択科目</u>）又は<u>当該業務に該当する部門（選択科目）</u>〕、博士（<u>当該業務に関連する学術分野</u>）、シビルコンサルティングマネージャー（以下、「RCCM」という。）（<u>当該業務に該当する部門</u>）、土木学会認定土木技術者（特別上級土木技術者、上級土木技術者又は1級土木技術者）等の業務内容に応じた資格保有者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者（「総則の運用」を参照。）であり、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。 （略）</p> <p>4～8 （略）</p> <p>第 1-8 条～第 1-27 条 （略）</p> <p>第 1-28 条 再委託 1～3 （略）</p> <p>4. <u>地方自治法第 234 条第 2 項及び地方自治法施行令第 167 条の 2</u>の規定に基づき契約の性質又は目的が競争を許さないとして随意契約により契約を締結した業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の 3 分の 1 以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。 （略）</p> <p>5 （略）</p> <p>第 1-29 条～第 1-39 条 （略）</p>	<p>第 1-7 条 管理技術者 1～2 （略）</p> <p>3. 管理技術者は、設計業務等の履行にあたり、技術士〔総合技術<u>管</u>理部門（<u>業務に該当する</u> <u>選択科目</u>）又は <u>業務に該当する部門</u>〕、博士（<u>業務に該当する部門</u>）、シビルコンサルティングマネージャー（以下、「RCCM」という。）（<u>業務に該当する部門</u>）、土木学会認定土木技術者（特別上級土木技術者、上級土木技術者又は1級土木技術者）等の業務内容に応じた資格保有者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者（「総則の運用」を参照。）であり、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。 （略）</p> <p>4～8 （略）</p> <p>第 1-8 条～第 1-27 条 （略）</p> <p>第 1-28 条 再委託 1～3 （略）</p> <p>4. <u>会計法第 29 条の 3 第 4 項</u>の規定に基づき契約の性質又は目的が競争を許さないとして随意契約により契約を締結した業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の 3 分の 1 以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。 （略）</p> <p>5 （略）</p> <p>第 1-29 条～第 1-39 条 （略）</p>

「設計業務共通仕様書（農業農村整備事業）」新旧対照表

改 定 （新）	現 行 （旧）
<p><u>第 1-40 条 業務情報共有化（情報共有システム（ASP））</u>  <u>受注者は、監督員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより、業務の効率化を図らなければならない。</u>  <u>また、情報を交換・共有するにあたっては、原則、業務情報共有システム（ASP）を活用することとし、最新版の「福島県における情報共有システムの活用ガイドライン」に基づくこととする。</u>  <u>なお、業務で使用する情報共有システムは、最新版の「業務履行中における受発注者間の情報共有システム機能要件」を満たすものとし、システムのサービス提供者との契約は受注者が行うものとする。</u></p> <p style="text-align: center;"><b>総則の運用</b></p> <p><b>第 1-2 条、第 1-7 条、第 1-8 条関係</b></p> <p>1. （略）</p> <p>(1) 次の技術部門または選択科目に該当する技術士</p> <p>ア 建設部門</p> <p>イ 上下水道部門__〔上水道及び工業用水道〕または〔下水道〕</p> <p>ウ 農業部門__〔農業土木〕<u>または〔農業農村工学〕</u></p> <p>エ 林業部門__〔森林土木〕</p> <p>オ 水産部門__〔水産土木〕</p> <p>カ 機械部門__〔加工・ファクトリーオートメーション及び産業機械は除く〕</p> <p>キ 電気電子部門</p> <p>ク 応用理学部門__〔地質〕</p> <p>ケ 衛生工学部門__〔廃棄物管理〕</p> <p>コ 総合技術監理部門（選択科目を上記（ア～ケ）各部門の選択科目とするものに限る）</p> <p>（以下略）</p>	<p><u>[新設]</u></p> <p style="text-align: center;"><b>総則の運用</b></p> <p><b>第 1-2 条、第 1-7 条、第 1-8 条関係</b></p> <p>1. （略）</p> <p>(1) 次の技術部門または選択科目に該当する技術士</p> <p>ア 建設部門</p> <p>イ 上下水道部門<u>の</u>〔上水道及び工業用水道〕または〔下水道〕</p> <p>ウ 農業部門<u>の</u>〔農業土木〕</p> <p>エ 林業部門<u>の</u>〔森林土木〕</p> <p>オ 水産部門<u>の</u>〔水産土木〕</p> <p>カ 機械部門<u>の</u>〔加工・ファクトリーオートメーション及び産業機械は除く〕</p> <p>キ 電気電子部門</p> <p>ク 応用理学部門<u>の</u>〔地質〕</p> <p>ケ 衛生工学部門<u>の</u>〔廃棄物管理〕</p> <p>コ 総合技術監理部門（選択科目を上記（ア～ケ）各部門の選択科目とするものに限る）</p> <p>（以下略）</p>